

Title	推参考
Author(s)	阿部, 泰郎
Citation	語文. 1990, 53-54, p. 12-27
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68804
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

推 参 考

一 遊者の習ひ

平家物語の一段として世に知られる「祇王」は、白拍子という芸能者とその芸能をあざやかに描きだした物語であろう。その発端に、物語を理解するうえで欠かせない前提をつくりあげている、ひとつの言葉がある。

清盛に寵愛され今を時めく祇王の幸いを風聞し、洛中の評判をとった白拍子の仏御前は、「(入道に)召されぬ事こそ本意なけれ、遊者の習ひ、何か苦しかるべき。推参して見む」と西八条邸へ参る。「何条、さやうの遊者は人の召に随てこそ参れ、左右無ふ推参する様もある」と入道にすげなく追い返されるのだが、「我が立てし道なれば、人の上とも覚えず」と同情した祇王の、

遊者の推参は常の習ひでこそさぶらへ

に始まる申状によって説得された入道は見参を許し、仏御前は歌舞のうるわしい声姿を披露に及ぶ。たちまち寵愛は彼女に移り、祇王

阿 部 泰 郎

はただちに退出を余儀なくされる。

ここで物語展開の重要な契機となるのは、「遊者の(常の)習ひ」としての「推参」という行為である。白拍子の立場からはそれが当然の慣習でありあたかも生得の権利のごときものとして主張されている。そこに自明のことのように語られる「推参」とは一体、いかなる意味をもち、どのような背景を負った言葉なのであろうか。「推参」の意味は、たとえば日葡辞書には次のように端的に示されている。

Suisan, voximairu, (ラシーマイル)呼ばれもしないのにやつて来る。また、問われもしないのに語る。

白拍子は、何故に「呼ばれもしないのにやつて来」なければならぬのか。「遊者の習ひ」として説明される背後に如何なる世界があったのか。辞書の平面に刻み込まれたこの語の来歴を透視してみた。

たしかに「推参」は、白拍子に限らず、中世の「遊者」という職種の人々に共通した営みとしてあったらしい。「法然上人絵伝」四

十八巻伝の巻第三十四では、讃岐に配流されるため西海を赴く法然の乗船が播磨の室の泊に着くところに、

小船一艘ちかづきたる。これ遊女がふねなりけり。遊女申さく。上人の御船のよし、うけたまはりて推参し侍なり……

遊女はそこで、己れごとき罪おもき身がどうして後世を助かることができようか、と救済を求める。上人は応えて念仏往生の功德を説き、教化する⁽³⁾。知恩院本のこの場面は絵伝全篇中でも屈指の優れた画品を誇るが、それに描かれる、端舟に乗り、笠をさしかけられ鼓を携えて今にも歌うかと思える遊女の姿は、いかにも法然の船に「推参」するとおぼしい。その構図は法然絵伝における伝承上の典型であつたらしく、この挿話と絵の古い姿は、最古の法然絵である『伝法絵』に見いだすことができる。

「室泊につき給ければ、君達参侍けり。」として遊女の申状が述べられるが、それは遊女の縁起でありまた伝承された説話であつたとりわけ法然への結縁の先縁として挙げられるのは、天王寺別当行尊僧正の船に江口神崎の遊君たちが「近くよせける時」、僧の船には見苦しいと制止すれば、即座にこれに反論する神歌をうたいいだしたので(行尊はかえってこれを賞して)さまざまの纏頭を賜わつた、という伝承である。これに遊女往生譚を加えて、「今、聖人を拜見して、同じく其縁を結ばむ」と求めるのであるが、そこに彼女らの行為を正当化するためしとして引かれる遊女の聖人への結縁説話は、当時の説話伝承上のひとつの類型であつたらしい。

『発心集』巻第六「室泊の遊君郎曲を吟じて上人に結縁する事」にも、少将聖の船に遊女の舟が「漕ぎ寄せければ」、僧の船なるに思い違えたかと咎めるのにならして、やはり同じく鼓打ちながらの

歌謡に託して反論をかえす。ともに、あきらかに遊女による当座の機知ある歌謡が説話的興味の主役なのであつて、その意味でそれらは芸能説話と把えることもできる。それらには「推参」の語こそ見えないが、聖人に結縁をとげるための彼女たちの芸能の誉れは、まさしく呼ばれもせぬのにやってくる「推参」的行為に発している。ひいては、その誉れ、すなわち芸能の成就であり結縁の成就とは、この行為のなかにこそ根ざしているという構図が、それらには籠められているのではないだろうか。

二 記録語としての「推参」

中世に「推参」という語がどのように用いられているか、その様相を生成の問題も含めて検討してみよう。

その初見について未だ確認することができないが、古くは『御堂関白記』寛弘三年七月十四日条にかく見える。

定澄令⁽⁵⁾申云。得業已上法師等卅余人許留、推参、如何者。あるいは「雲州往来」上末の書状が次のように結ばれる。

忘三万事、可令推参侍。不具謹言。

「推参」は、さような、消息を含む、日記を中心とした記録の領域で用いられた語であつた。平安時代から中世にかけての貴族社会が担った記録という表現媒体は、その言語世界の形成の過程で多種多様のあらたな言葉を作りだした。和語を漢字表記するという単純な要請は、実際には、最も初期の試みがそうであつたように、極めて複雑な異言語体系の格闘混交の事態となる。そうして表記された語は、本来ならば訓読して和語に還元される筈のところ、そうではな

く、そのまま音読されそれが通用して一箇の成語と化することが頻りであった。たとえば、「ヲコ」なる古語を早く「烏許」「鳴許」等と表記していたものが、中世に至り「尾籠」(明月記などに見える)の字が宛てられ、これを音読する「ビロウ」というのが却って一般に通用していく。その過程でまたあらたな意味を獲得していくのである。いわゆる和製漢語と呼ばれるものであるが、「推参」もその一例といつてよい。

「推参」は、日葡辞書が示すように、本来「フシ(チ)マイル」という和語が記録文のなかで漢字表記されたものであろう。それが音読された方の呼びかたが一般化したのである。これは記録語のなかで、「参」(マイルの音読化)を語根とする数多の語彙のひとつである。いったい、「参ル」は、これも「マキ」という古い動詞に「入ル」が結合して重母音が脱落した複合語である、と説明されている。その是非は当面の課題でないが、ともかく「参」に、人が神や仏など尊貴なものに在します場へ赴き、または進んで向い合つて礼拝するといふ意味のあることは念頭に置いておいてよい。社寺や霊場への「参詣」や「参籠」などはそこに連なる語であらう。それは展じて、王や貴人など、用いる主体なる人よりも威勢あり身分の高い者に対する服従や敬意をあらわす言葉でもある。「降参」や「帰参」が端的に示すが、何よりも、宮廷を中心とする記録体の用いられる場では、王を頂点とする身分秩序の裡での人々の複雑な行儀進退を表現するため、多様な組合せにより「参」を語根とした成語が多く生みだされた。「参内」「参向」「参上」「参入」「参仕」また「見参」「進参」「早参」「遅参」など、それは身分と儀礼によつてかたち造られている社会のなかでの人間の存在を把え位置を示す位相語と

いつてよい。では、そのなかで「推参」はどのような位相を担う語なのであろうか。

「推参」の用いられる具体相を、中世初期の記録の代表として「明月記」を取りあげて検討してみたい。殿上人として宮廷の一員たる中流貴族である定家の立場は、上下何れの階層についても豊かに「参」の位相が把えられていると察せられるためである。また、上記の「尾籠」のように和製漢語成立の点でも注目される時期の記録とみなされるからでもある。

以下、管見に入つた「推参」のあらわれた時と場を示し、更にその文脈と状況とが理解できるような説明を当該本文に添えて、年代順に摘記してみよう。

「明月記」における「推参」の用例

(一) 正治二年(一一二〇)十一月十二日条(翌十三、五は五節)

「昨日、依_レ雪、御幸鳥羽。殿上人少々推参。還御之間、殿上人可_レ追却_二之由、有_二仰事_一云云。是、推参所_レ致敷。」

○雪見の御幸に鳥羽殿へ赴いた後鳥羽院の院中に何人かの殿上人が「推参」した。還られてから彼等を追い払うように院より指図があつた。「推参」のためにかく言われるのであらうと定家は解している。

(二) 建承元年(一一二〇)十一月十三日条

○五節における舞姫参内の見物に赴く。

「院推参、今日云云。東対西弘庇有_二此事_一。」○殿上人たちが院中へ「推参」をするのである。翌十四日が殿上淵辭。

○また十六日条では、鳥羽殿にて「權大納言殿姫君御行始」の儀ありと聞き、「雖^レ無^レ催推参^レ」している。

(四)承元元年(一一〇七)三月三日条

○院中より退出して鳥合に向うべき由を申し合わせのために「馬場殿」へ「推参^レ」する。

(四)同年十一月十九日条

○五節舞姫参内の儀にて、夜に入り殿上淵醉が始まり、人々を催すがなかなか揃わず、行事ははかばかしく進まない。これら「每事不尋常^レ」る事態を論評するなかで、

「童女以下、付人々狼藉、或推参、或辞退、又無^レ人。於^レ事不^レ穩。四所舞伎、僅昇^レ了。」

とあり、舞姫らの進退のみならず選進すら混乱をきたしていたことを記している。

(四)承元二年(一一〇八)十一月十九日条

○五節の殿上淵醉において、先立って公卿が宮中へ参入すべきであるのに「遅参^レ」であったとして、

「先、可有女院推参、暫可^レ候^レ閑所。」

の旨を中門廊にて成長が定家に報告した。この後の次第は混乱なく進行したようである。

(四)建曆元年(一一二一)八月四日条

○故入道殿下(忠通)の追善仏事である舍利講を法性寺殿で修すと聞き、定家は、「仍推参^レ」する。

彼は招かれていなかったが伝供に加わるのに差し支えないと人々が示し合わせた。布施は取らなかつた。

(四)建曆二年(一一二二)七月十五日条

○院中において次のようなことを聞く。

「近日、於^レ三^二条泉、連々相撲。近臣猶有^二清撰、推参之輩、有^レ恨云。」

○相撲は後鳥羽院が好んだ遊芸のひとつであった。これも遊宴を伴っていたであろう。この会には近臣といえどよりすぐって扱われた者のみが参ることを許され、「推参^レ」の連中は拒まれて恨のんだ。○同十九日条に、ようやく還御の事をしるし、この日まで院が相撲を続けていたこと、厄年であるのに「悪所^レ」たる泉にての毎日の御遊を、定家は恐れ危ぶんでいる。

(四)同年八月十七日条

○この日、仙洞(院)にて「乱遊事」が行われ、閑白も参入し見物する由が聞こえ、定家も同じく参内する筈であったが、嵯峨の病者(姉)の容態が気にかかる。折しも、

「前夜、人々可^レ推参見物之由、少々雖^二約束、猶案^レ之。」

「伝聞、為^レ禁^二雜人、被^二固^二門々。知人共人猶^レ以^二被^二制云。」

と非常な盛況が伝えられるので如何しようかと悩むが、結局口実を設けて「不参^レ」した。

○のちに当日の「仙洞壮観」の様子を或人から聞いて記す。当代の貴種は底を払って参じたので、見物の近臣や雲客たちで御所内はごった返した。そこに「縹素雜芸輩十余人」あり、また童一人が、今様、白拍子、乱拍子、散楽などの興を舞台の上で尽した、と言う。

(四)建保元年(一一二三)十一月十三日条

○五節の帳台試において、舞姫参内として、御前に召して、今様、朗詠を始める間に、女院であり中宮たる、

「脩明門(院)推参」

「続けて童御覽あり、同じ日に、

「院推参」を行った。これはただ興なしと評している。後に酔淵

あり、同十四日条でまた参内してみると、

「猶、院推参、乱舞及三深更。」

(嘉禄元年(一二二五)十月六日条

「宜秋門院御儀法結願、雖無催、可推参。」

とてかの院中へ参る。ところがこの日は結願では無かった。期日

を忘れていたのである。

(安貞元年(一二二七)九月廿六日条

「町亭の相門に面謁の後、東殿僧正御房に参り、

「御座之間、推参之次、御言談。」

(同年十一月廿日条

「先日行われた五節における「非分事」を列挙するうちの第三に、

「舞伎、推参着座、追返。」

これは舞姫が「推参」して座に着いたのを咎めて追り返したことを

非としたものであろうか。

(寛喜二年(一二三〇)十二月廿七日条

「宮中における仏名会の準備のため仰あつて殿上人が次々参入す

るうち、

「地下定家朝臣、雖無催、為用意推参」

(寛喜三年(一二三一)正月三日(元三節会の殿上淵酔)

「推参殿上人両頭(貫主)……」

(嘉禎元年(一二三五)十一月廿日・廿九日条

「四条帝即位の大嘗祭の豊明節会における殿上淵酔にて、

「秉燭以後、后宮淵酔……召後、伊平参……殿上着座、両頭、定

平推参……隆兼推参。」……后宮淵酔了。姫宮^殿推参。」

○同廿三日は清暑堂御疾染あり、座を北御所に設く。

「……為^レ役五位殿上人、為^レ禄四位、各少々依^レ催参候。姫宮推

参、今日云。」

○この年は廿四日から五節舞が行われた。廿七日条に、

「……訪^レ五節所……今度出仕殿上人……親高^{牛日内事了、乱舞之}

「……聞^三五節之間事……姫宮推参以後、退^三出之門前也。親

房、親高、入^レ興乱舞之間、袖懸^二日蔭^一引落冠。不^レ覚^二悟舞^一。皇

后宮推参、惟忠、顛頭不^レ落冠……」

右の全十五例は、いかなる特色や傾向を示しているであろうか。

まず、定家自身や人の日常の進退について言う場合は、たとえ

「雖無催推参」という形が(一)(二)にみえて、そこにはこの話のも

つ基本的なニュアンスが明らかである。類例を「吾妻鏡」に求めれ

ば、正嘉二年(一二五八)正月七日柳菅の琉飯に際し列座した御家

人の交名を記し、「此外、遠江次郎・宮寺藏人、以上兩人、雖不^レ

被^レ催、推参云」と付け加える例が挙げられる。その場に行われる

儀式等に催され(召集され)てこそ参るべきであるのに「呼ばれも

しないのにや^レつて来」たのである。

しかるに「明月記」において浮びあがる特色は、その「場」にあ

る。その多くが、天皇や院の催す儀式とりわけ遊宴に関わっている

ことに注目したい。(七)や(八)がその好例であろう。さらに最も頻繁に

この語が登場するのは、(一)(四)(五)(六)の如く五節の儀に際してであ

る。また大嘗会の豊明節会(四)や元三節会(五)においてもみえる。それ

らにおける「推参」にはもはや個人の次元を超えている場合があるようである。それはまた、定家のごとき廷臣にとつて、参内し参入して仕えまつる天皇や院にたいする「参」の（或るネガティブな性質を帯びた）位相のひとつであると共に、宮中での饗宴を中心とする儀礼体系の一面を名指す用語としてあった。とりわけ五節の場合をみれば、(一)例(四)の「院推参」「女院推参」「姫宮推参」などは、その儀式のなかで既に慣用化された、一種の故実語として用いられているように思われる。それでは、五節における「推参」とはいかなるものであろうか。

三 殿上淵酔の「推参」

吉野における天武天皇の御遊に仙女が天降つて舞つたという神話的起源説に彩られている五節舞は、宮中年中行事随一の華やかな遊宴であった。その次第は、十月初に舞姫点定があり貢進の公卿を定め諸国から舞姫を出す。これは平安初期に恒例化して国司の役として調進する装束等の華美を競うものとなった。内裏の常寧殿を五節所として帳台が設けられる。十一月の中の丑日に帳台試、寅日に御前試、卯日には童御覧が行われ、天皇はそれぞれに殿上人のいざない取りまくなかで舞を御覧する。寅卯の両日は夜に入って殿上淵酔があり、また辰巳の両日には豊明節会が催される。五節は単なる遊宴でなく、その丑日は神祇官にて鎮魂祭があり、卯日には新嘗祭が行われ主上自ら祀るのであって、年中で最も大切な神事が行われる時節に重なる併せて一連の儀礼をなしている。これは『明月記』(用例四)にみえるように、新帝即位の年にはそのまま大嘗会の日

程に組み込まれているのであり、五節はまさしく天皇制の祭祀の根本にかかわる儀式の一環として、平安期年中行事の体系化の中に形成されたのである。

「推参」は多く、その殿上淵酔のところにあらわれる。それに就いて、年中行事の故実が中世にあるべき理想的な姿で描きだされた後醍醐帝の『建武年中行事』五節の一節をみよう。

寅の日、殿上の淵酔あり。朗詠・今様などうたひて、三献はてて乱舞あり。次第に香をはきて、女官の戸よりのぼりて、上をへて御湯殿のはさまより下におりて、北の陣をめぐり、五節所にむかふ。其後、所々に参りて推参まゐなどあり。〔郭曲の輩、「をしてまいらん」などうたう。〕后宮・女院など、淵酔あれば、今日あすの程なり。(一) 部分は略解本にのみあり。後補か)

加うるに二条良基の『御代始抄』は、即位の大嘗会に関連して殿上淵酔の儀に触れること詳しく、そこに故実化して行われる芸能についても言及している。

御前の召に、今様・物まねなどいひて、おかしき事どもある也。所どころの推参は、院の御所をはじめて、郭曲の殿上人などまありて、朗詠・今様・乱舞などあり。「思の津」といふ事をうたひて、殿上より御前に参上する事あり。

殿上淵酔は、五節の寅卯日の儀に連なる饗宴として辰日の豊明節会と似るが、本来は臨時の非公式的性格の遊宴である。天皇が催し殿上人が主役をつとめるが、そこに院が深くかわり中世あらたに恒例化した新儀である。五節に本来おこなわれる大歌など古風なそれと対照的に、朗詠・今様・乱舞などのあたらしい芸能が演ぜられ

る舞台であった。「明月記」にある「后宮淵醉」そして「院推参」「皇后宮推参」「姫宮推参」はこの折について言うのであろう。いまひとつ、中世歌謡のなかにうたい込まれた殿上淵醉を宴曲の『五節』（『拾果集』上）に偲ぼう。さすがにそこに漂っていたであろう気配まで伝わってくるようである。

寅の日は又殿上の、淵醉漸くはじまりて、今月歎無極、万歳千秋桑未央、雲山御山の五葉松、（中略）さて又今は祖て、氣高く聞ゆる杵の音、北の陣を渡りつゝ、渡殿を経てや廻るらむ、朝餉より色々に、繕ひ重ぬる出衣、げに言ひしらずや見えつらむ。后の宮の推参に、思ひの津をぞ嫌すなる。

元三の節会における殿上淵醉もまた、五節と並んで同様に諸の芸能が演ぜられ、そして「推参」が行われる場であった。『建武年中行事』には、その次第が詳しくみえてゐる。まず清凉殿の主上の御座にて行い、「事はて々、中宮に推参す。その儀同じ。」と言う。

この折の殿上淵醉については、そこに行われる芸能故実を専ら伝承する鄂曲の家なる綾小路家により編まれた『殿上淵醉部類』が中世の記録を類聚している。そこに「推参」の語は院政期迄は見えず、鎌倉初期以降の記録に類出するようになる。

ここに注目すべきは、所引の『野宮左府記』の貞応二年（一二二二）の折に貫主としてこの儀を指揮した頭中将と筆者との問答である。そこで頭中将は、殿上の儀が畢つて後、女御の方と皇后宮の方とにそれぞれ参る沙汰があり、后宮が里亭（里内裏）に御座す時にもなお参るべきか、と問い、筆者は五節には然なりと答えている。さらに、「推参之儀」のため広廂に候すべきか否かの不審に、筆者は、よく覚悟せぬ由を答へ、「但、五節於里亭淵醉之儀、臨時之處

分敷。年始（元三）淵醉、如レ此列参之条、未弁知。」と言ひ、皆も先例を知らなかつたと言う。筆者はのちに「祖父右相御記」を見、永久年中（一一一三〜八）の殿上淵醉に貫主が引率して中宮待賢門院の御方へ参つた先例を知る。この時は宮の殿上に列居して「鄂曲乱舞敷反」があつた。更にのちに正房資時（源家流の鄂曲相承者、資賢の子）に対面しその不審を問うが、彼も、里亭に参る事は聞いたことがなく、内裏にても必ずある事ではない、「又、推参、不申。只、是淵醉也」云々と云ひ、推参の儀はそこではいまだ恒例とされておらず、あくまで臨時の場合として認識されている。

それが同じく「部類」所引の『経光卿記』安貞三年（一二二九）の折の記録では、殿上儀の後、中宮が主上の御座に列していたため、「無推参之儀、遺恨也」という。また、同記の寛喜三年（一二三二）の折には、同様に殿上より退いて後、「可有中宮推参」云々。非御同宿之時、有推参事」と言ひ、更に言を次いで「先規頗稀敷。然而、如此事、依時儀、雲客沈酔之余、有此與敷。」と、その臨時性を把えて、時にとつての淵醉の余り、與の赴く処に推参とはなされるものだとする。その後、同記所引『業頭卿記』の正応二年（一二八九）の折には、殿上人が座を起つて次に中宮御方へ推参があつた。「其所（中宮御方）公卿座、如三節推参」とあつて、さきの例と併せて元三節会の推参は五節にもとづきなぞらえた儀であつたことが察せられるのである。

五節における殿上淵醉の様相が詳らかに知られる最も古い記録のひとつは、『兵範記』仁安二年（一一六七）十一月の折のものであろう。とりわけ十五日童御覧の後はその盛儀とともにそこで演ぜられた芸能が詳述されている。頭中将が雲客を率いて七条の建春門院

の女御殿へ参り、殿上に群集した。「推参着寝殿西廂座」。此処には四位以下の四十余人が祇候し、朗詠・今様・万歳楽の乱舞あり、次に白薄様の御曲、白拍子の咒曲、乱舞が繰りかえされ、「巡事施各芸能」。一座の人々は朗詠・今様に始まり、読経・俱舎(頌)などさまざま才を揮い、また並舞(立会舞)して勝負を争い、「不知手足立所」という熱狂した状況のまま晝に及んだという。この間、後白河院は廉中よりひそかに見物していたが、やがて姿を頭わして感嘆されたという。

また、同記嘉応元年(一一六九)十一月の折でも、内裏の儀の後に頭中将以下の議により同じく七条殿へ参り、急ぎしつらえられた寝殿の雲客座に「推参着座」して芸能が始まる。やはり朗詠・今様・万歳楽乱舞をはじめ□曲を演じ、阿音により止め「皆悉乱舞逐電退出」という。

種々の雑芸をとまなう雲客(殿上人)の乱舞が、この遊宴の中心であった。それはさながら猿楽であり、その興あふれる戯れのありさまは、平家物語冒頭の「殿上闘打」段に列挙されるエピソードによって如実に窺われる。五節の殿上淵酔について、白河院政期の忠実の『殿曆』、また鳥羽院政期における頼長の『台記』を見るに、何れもその寅卯兩日の次第はほぼ等しく、院や中宮・女御の方へ「参」ることも行われているが、しかし「推参」の語、また淵酔の余り多くの芸能を尽す、これほどまでの「比興」は記されない。記録者の性格にもよるが、これはまさに雑芸時代とも評されてよからう。

かかる後白河院政期の五節並びに殿上淵酔の様相は、『承安五節

絵」と称される絵巻に写し止められた。もはや原本を逸し模本にその面影を偲ぶばかりであるが、これは、『年中行事絵巻』六十巻をはじめとして院により宮廷の旧儀の復興が計られた機運にともなって製作された絵巻群の一環をなすものであった。それらが多く遊宴の場やカーニバル的な世界を対象とするのは偶然のことではなからう。それは後白河院とその時代の特質を紛れもなく象どっている。

絵巻は、丑寅卯の三日間の儀を詞と絵と各九段に分つてしるす。詞中に「この五節は承安元年の事なり」とあるが其は後人の加筆らしく、むしろ翌二年の際の五節を素材にして当時の五節の姿を典型化したものらしい。「寅日は殿上の淵酔なり」ではじまる第五・六・七段に「推参」の儀はみえており、淵酔の果てに殿上人が肩脱して宮中をめぐる五節所へ赴くことを述べたのちの第七段がその情景を描く。

かたぬぎはてぬれば、御前の試みなり、ところ／＼の淵酔・推参などにまいりて、束帯にて返りまいりて、舞姫・童などのぼせつれば、御前の御装束なをして、殿上人を清涼殿の御前に召す、又さま／＼舞の／＼しるなり。

次いで鎌倉期における五節と殿上淵酔のありさまを活写するのは、『弁内侍日記』であろう。年々のその興ふかい情景をしるすなかにも、淵酔とそこで行われる芸能は殊につよい印象を筆者に与えたものらしい。

寅の日は、宮の御方の淵酔なり。夜も更けにしかば、御所も御夜にならせおはしましたりしが、白薄様の声に御目さまして、また出でさせおはします。おのおの立ちて舞ひ給ふ。(中略) その夜は鎮魂の祭の使に立ちたりしに、顯朝の弁、院の推参、

淵醉など果てて参りたりしかば、晝になりて……

また、建長二年（一一五〇）元三の殿上淵醉においては、貫主が「声ある人々、手をつくして拍され」つ舞い了つてのち、

やがて皇后宮の御方へ参る。みちく「思ひの津に船のよれかし」とはやししく参りし。……

これも皇后宮への「推参」と把えてよからう。

さような、中世に形成された五節と殿上淵醉の、故実として定式化した姿の全貌を見せてくれるのが、郭曲の家たる綾小路家に相伝された記録なる『五節次第併郭曲并五節間郭曲事』である。そのうち、「永徳永享等嘉例」を以って註したという次第には、丑日以下の儀に際して詠われる朗詠や今様以下の雑芸の詞章が多くしるされる。その寅日の殿上淵醉のなかで、万歳楽の乱舞の後、改めて「於准后御休慮推参事」がはじまる。この最初にうたわれるのは、さきの『弁内侍日記』と同じ「思の津」という今様である。次に「令月」「新豊」の朗詠、「蓬莱山」の今様、下臈より順に万歳楽の乱舞、物云舞、「水猿（宴）曲」、「伊佐立奈牟」の謡、再び「令月」と「新豊」、そして「鶴之群入」の今様、最後に「白薄様」の乱拍子にて舞いおさめる、という構成である。更にまた「仙洞（院）推参事」あり、「於公卿座広廂、有推参之儀」という。そして再び同じ番組が繰り返されるのである。

「推参」の次第のはじめには、そのいづれもが「思の津」をうたうことになっている。それは既に挙げた『建武年中行事』追記や『御代始抄』でもそうであった。推参の儀に、殿上人は道みちこれを謡いはやししながら「参る」ことが習いとなっていたらしい。そうしてそれは遊女のなりわいを遙かに想わせ、まさしく「推参」とい

うことの主題歌と呼ぶにふさわしい詞章であった。

ヲモヒノツニ フネノヨレカシ ホシノマキレニ ラシテマイ
ラウ ヤレコトントウ

四 「押シテ参タル」者の位相

殿上淵醉における「推参」のすがたは、既に古く物語—説話の世界であざやかに描きだされている。

『今昔物語集』巻第二十八「尾張守」五節所語第四。表題と冒頭部は欠字によって時代と人物をさだかにしない態で記される話である。さる老受領、前国司の暴政に荒廃していた尾張国をめでたく復興し、その途端、帝より五節の舞姫を出す役を充てられた。これも易く調え立てたのだが、彼ら受領の一族は永く宮廷より離れて久しく殿上を許されず内辺の事は何ひとつ見知らぬ者はかりこの「嗚呼」な様をみた若殿上人たちは、ひとつ彼らをからかってやろうと謀りをめぐらす。国守の子息に注進するには、宮中の人が皆で彼らを咲いたものにしようとして「有上り殿上人、此ノ五節所恐サムトテ、皆、紐ヲ解テ褌ヲ表衣ヲ脱下テ、五節所ノ前ニ立並テ、歌ヲ作テ歌ハムト為ル也」と予告する。その歌とは、

髪タ、ラハ アユカセバコソ ヲカセバコソ 愛敬付タレ

というもの。これは古くから五節に付きものの催馬楽なのであるが、その詞を老国守を嘲笑する意にこじつけてもっともらしく威かす。これを聞いた守は、「何カテ帝王ノ御マス王宮ノ内ニテ、紐ヲ解キ褌ヲ狂ヒ可歌キソ。更ニヨモ然ル事不有ジ。」自分たちを馬鹿にする虚言に違いない、と噴る。ところが、いよいよその刻限となれば、

はたして南殿の方より歌いのしりて来る音がする。

「ソ、来ニタナリ」ト集テ、舌ヲ丸ガシ顔ヲ振りツツ、忍居タルニ、南東ヨリ此ノ五節所ノ方ニ押擬テ来タルヲ見レバ、一人トシテ尋常ナル者ノ无シ。皆、襦ノ表ノ衣ヲ尻許マデ脱下タリ。皆、手ツラカヒツ、寄来テ、寄懸リテ内ヲ臨ク。五節所ノ前ノ畳、首ニ、或ハ沓ヲ脱テ居、或ハ寄臥シ、或ハ尻ヲ懸テ、或ハ簾ニ寄懸リテ内ヲ臨ク。或ハ庭ニ立タテリ。亦、皆諸音ニ此ノ鬢タ、ラノ歌ヲ歌フ。

さては実に言う如くであつたと五節所の一同は怖じまどう。なかにも守は、殿上人らが総出で例の歌をうたい寄り来るのに「此ノ君達一人直キ者モ无ク、醉様垂テ漏タル」ありさまに見苦しく屏風の陰に這込んで震いわななく始末。この周章ぶりを見て謀つた殿上人たちはしてやつたりと興するのだつた。まことに手のこんだ悪戯をしかけたわけだが、その仕掛は五節の折の殿上淵酔の風儀をふまえたものなのである。そこでさような習いがあるという宮廷故実の知識のある人ならば、かかる設定は自然と諒解されたことであろう。その上で、物語は、当時の宮廷風儀に無知な田舎受領を徹底して映いものにする宮廷人（—京童）の人の悪さを浮彫りにする。

ここに描写されたのは、「承安五節絵」詞に「淵酔はてぬれば、かたぬぎて、渡殿まで各々沓をはきて、後涼殿の東より、常寧殿五節所の東の壇のうへをめぐるなり」とあるような、五節の次第のなかでも狭くは五節所巡りと呼ばれる局面だろう。既にしてそこに現出するのは、殿上淵酔という言葉にふさわしく、まさしく王宮の内にての酔余の「狂」と歌いであつた。中世に故美化した「推参」の儀はこの後に控えているのであり、その延長線上に出来るものと把えてよからう。

この説話もたらず興味は、単に五節における「推参」を背景としている故ではない。その「推参」は、もはや既に宮廷人のあいだで常識化した風儀であるけれど、しかし「神ノ御代ヨリ以来、此ル事无シ、国史ヲ見ルニ敢テ不記サズ、極ク成ヌル世ノ中カナ」と守が大袈裟に慨歎するように、当時あらたに生じた新儀なのでもあつた。その行為は、王の膝下に演ぜられるものながら、饗宴の極みにあらわれる日常を逸脱した反秩序的な、まさに前代未聞の「无礼」をみせるものだつた。そのインパクトこそ主役なのである。物語の巧む「謀」の仕掛け、転倒の面白さも、そこに根ざしているであろう。物語の興を支える、人間と社会との関わりかたの「極」き位相としての「推参」のありようは、嗚呼な笑話を連ねる卷二十八の、五節話の直前に位置する「円融院御子日参曾祢吉忠語第三」がまたしても活写するところである。

円融院が主催する船岳山紫野における子の日の遊宴には、殿上人と共に「和歌説」も召され、末に座が設けられて当代一流の歌人らが着座した。彼らは「兼テ院ヨリ廻シ文ヲ以テ可参キ由被催タリケレバ、皆衣冠シテ参タル」のであつた。その時、座の末に、烏帽子狩衣姿の賤げな格好をした翁が来て坐りこんだ。何者かと見れば「曾タム（丹）」つまり曾祢好忠である。互いに確かめるが誰も召した者はいない。殿上人たちのあいだにざわめきが広がる中、判官代が「此ハ何ニ、召モ无ニハ参テ居タルゾ」と詰問すれば、彼は「歌説共可参キ由被催ルト、承ハレバ、参タルゾカシ。何デカ不参サルベキ。此ノ参タル主達ニ可劣キ身カハ」と昂然と応える。そこで判官代は、此奴ハ早ウ、召モ无キニ、押テ参タル也ケリ。

と断じ、罷りいでよと追い立てるが、立ちあがらうともしない。大

臣らの指図で、襟首をつかまれて引きずり出され、殿上人から隨身や小舎人にまで踏みつけられて散々な目に遇いながら、曾丹は逐われて小高い岳に走りあがり、衆人を見返して、「我ハ恥モ无キ身ツ、云ハム、聞ケヨ」と、己れの行為を音高く称えて反駁した後、咲い声の渦まくなかを遁走し去る。

これは当時評判の事件であつたらしく、「大鏡」昔物語にも想起されて繁樹に「からうおとりにしこと」「あさましく侍り」と評されているのだが、「今昔」も「心ノ不覚ヲテ(中略)召モ无キニ参テ、此ル恥ヲ見シ」とあくまでも否定的に把えている。しかしながら、物語が描きだす曾丹の振舞には、地下ながら歌よみのわざにおいては召された者共には負けぬという、一流の自負に支えられた誇りが感じとられる。歌の道を立てる者の矜持と自己主張が彼を突き動かしているようである。しかもそれが滑稽なしわざとして宴の庭において道化として嘲笑されるという、両義的な残酷さとも言へべき表現が物語には創りだされている。そこに形象される人物像は「今昔」に祭りの場などでよく登場する「馴者の物をかしく云ひて人笑はするを役とする翁」の類型ともいえる。だが、本話についてみればその嗚呼なるものが生みだす物語の興は、根底において「召モ无キニ、押テ参タル」人間のありように拠っている。それは、やはり「ヲシテマイラウ」と同じく「推参」の古い称、その原型にほかならない。

はたして、この出来事を伝える長明の「無名抄」では、「曾祢好忠と云ふ者、人数にもあらず、円融院の子日の御幸の推参さへして、をこの名を挙げたる者ぞかし」と表現するのである。(このことは、和光大学の梁塵秘抄研究会の席上において、菅野扶美氏にお教えい

ただいた)

『今昔物語集』における二つの「推参」の物語は、何れも王の許での遊宴の場を舞台としている。また、和歌よみをも諸道のひとつと把えることができるなら、ともに芸能者ないし芸能がそこで重要な役割を演ずる。とりわけ子日の曾祢好忠が演じてみせた、身分の秩序を超越しようとする比喩なる人間のありようは、宮廷の祭儀を成り立たせるために欠くことのできない芸能を担う者と、それを演ずる場のしくみとのあいだに働く転倒した位相の力学を、象徴的にものがたっているようである。

五 物語られる芸能としての「推参」

物語が表現する芸能の場の論理としての「推参」のありようは、遙かに隔たつて室町末期の語りもののテクストに再びあらわれる。

『自我物語』巻第七、流布本系平仮名本の、いわゆる「小袖乞」の段。物語の大筋の上では、兄弟が仇討決行を目前にして母の許へ赴き、最後の暇乞のため対面するくだりである。それを物語は、不孝の咎によって母より勘当された五郎が許しを乞い、さまざま曲折の挙句ついに和解するに至る劇的な一幕にわたっている。そこで母と兄弟のあいだに演ぜられる葛藤と緊張が、小袖を乞うという趣向に象られているのである。

この物語の展開を逐うならば、それがいかに劇的な場を仕組んでいるかは明瞭である。御前にかしこまり狩場の盛儀に晴の装いとして小袖を乞う十郎に、母は不安な面持ちながら練貫の小袖を賜べる。しかし一方で五郎は不孝の身として対面を許されず、片隅で涙

を拭つてたすむ。そのうちにひとつの決意が固まる。

よく／＼物を案ずるに、母の不孝を許されずして死なん事こそ
無念なり、推参して見ばや。

と、母の方へ赴くが、さすがに内に入りえず、障子越しに自分にも
小袖を賜りたいと乞う。対面を拒む母に五郎は人伝てに反論する
が却つて怒りを買ひ座を逐われる。五郎はそこで「しやうめつ婆羅
門」の故事を語り、重ねて「慈恩寺」縁起譚を説いて母の慈悲を垂
れるべき証とするが、母はこの教訓にいよいよ立腹して障子を立
てる。更に五郎は「斑足王が事」を引いて母に許しの功德を説きた
てる。が、なお母は不孝に固執して許せうとせず、五郎はもはや術も
なく泣き伏してしまふ。これを見かねた十郎は取りなして頻りに許
しを乞う。ところが度重なる懇願にもかかわらず猶も許さぬ母に向
い、最後の手だてとばかり、十郎は威してみようと扇を開き眼を怒
らせ、「とてもかくても、生き甲斐なき冠者、在りて何にか逢ふべ
き。御前に召し出し、細首うちおとして見参にいれん」と、座を立
つて板敷あらく踏みならして怒つてみせる。驚いて慌ててすがりつ
く母に、脅迫同然に無理矢理許しを得るのであった。

母の許へ参ることを得て涙ながらの両者の述懐は、やがて次第に
心解けた秀句の応酬へとうつりかわる。母は酒肴を取りよせて兄弟
に勧盃し、飲みほした五郎に舞を所望する。十郎は横笛にて音とり
拍子をたてれば、五郎は扇をとり、祝言のワカを三反踏みながら舞
う。更に、拍子を踏みかえて、「別れのことさら悲しきは」に始ま
る愛別離苦をうたう今様を二返、責めに踏みめぐり、内心の深き思
いを忍びつつ舞いおさめる。

酒宴が果て、母は五郎に父の着たる唐綾の小袖をとらせる。五郎

は衣を脱ぎ替へ——心底には形見の衣として——立ちいでれば、母
はこれを見て嘗て兄に与えた衣は弟に着せたものと知り、感涙を流
す。兄弟は母より賜わった小袖を中に置き、「うれしくも推参しつ
る物かな、只今許されずしては、多生を経る共叶ふまじ」と感激を
語りあい、形見の歌を一首づつ手跡にとどめて託すのである。

この一段が、挿入された説話の膨大さにもかかわらず、ひとつの
有機的な劇として構成されていることは明らかに見てとれる。それ
は、酒宴の挙句の興余としての歌舞を頂点としているが、舞い手を
含めてその座に在る人々の思いの高まりをそこに託すという点で、
『義経記』巻六の静御前の物語と同じく、また祇王説話とも共通し
ていよう。舞い手である五郎によって語られる幾つかの説話もまた、

今様や和歌と並んで曲舞の語りとして把えることもできようか。説
話とともにこの趣向も真名本曾我物語にはみられない。ただ兄弟の
求めに応じてそれぞれ小袖を賜い兄弟は己れの着たる衣を替りに
形見として水茎の跡とともに止めるばかりである。流布本は、たん
に説話を増補したのではない。いわば真名本のこの枠組のなかに芸
能説話ともいべき趣向を導入して脚色したのである。そのとき、

母より兄弟——とりわけ五郎に与えられる小袖は、五郎の歌舞（白
拍子）の芸能に賞めて賜下される纏頭にひとしい。これは、当時
の芸能の場における約束事をふまえて、そこに演ぜられてその場を
象った芸能説話を下敷につくりだされた物語なのである。そのとき、
五郎の「推参」とは、まさしく芸能者のそれを意識して読みかえら
れたものであらう。物語が、たんに母子としての関係ではなく、「不
孝」の咎めを建前としての主従関係を描いているのも、それに対応
している。ここでは十郎も「推参」から「見参」への転換をはたす

という重要な役割を担っているものであり、兄弟は互いに離れがたい二人で一組の芸能を演ずるものとして登場し、その巧み——芸によって思いを遂げるのである。

語りにおける芸能的モチーフとしての「推参」は、さらに物語の世界であらたな展開をみせる。

古く室町中期にはすでに座頭の語りものとして海道上に演誦されていたらしい「浄瑠璃」（浄瑠璃御前物語）は、古絵巻・奈良絵本や写本などに膨大なヴァリエーションを残すが、やがて人形操りの舞台上に語られ、また近世初期には「十二段草子」として刊行された。その古活字本をはじめとする流布本系の第七段で御曹司義経が浄瑠璃姫の許を訪れて言問うたところに「推参」の語がみえる。物語を逐ってその文脈を視覚的に把握するならば、まさに「推参」の場がうかがあがる。それは、この物語が仕組むひとつの重要な趣向を示す鍵となる言葉であろう。

金売吉次に従って奥州へ赴く下人に身をやつした御曹司は、東下りの途次、宿りせる三河国矢矧宿の長者が屋形の前にたたずむ。頃は弥生なれば、春を盛りと咲く花の時節、朗詠をうたいつつ庭をめぐるうち、響く琴の音に惹かれて歩みよれば、絢爛たる華やかな殿中にあまたの女房たちに傳かれています。「芸能・情け・みめかたち、当国他国に並びな」き美人たる浄瑠璃姫であった。その姿を垣間見した御曹司は、「都にありし時、幾らの内裏の女房たち、やんごとなき上臈たちを、五節の遊びありし時見たてまつれども、かほどの美人はいまだ見ず。」かような人にこそ、と懸想する。折しも管絃の遊びをはじめるところ、笛を合せ奏すれば、その音色に魅せられた姫に請ぜられて音楽の座に連なり、試みようとする女房たち

が問いかける古文聖教の不審に易々と答え、めでたくもてなされる。やがて酒宴なれば、しきりに留るのを辞し、「命もつれなく候はゞ、めぐりめぐりて、またこそ御見参」と暇乞いして去る。しかし、

姫の面影に心あくがれ、「死なん命は惜しからず、忍びて見ばや」と、夜ふけて簾中ふかく忍び入り、「誰請するとはなければども、浄瑠璃御前の宿り給ふ床の錦の上近くに入」り込み、まどろむ姫の許へ訪うのだった。この「忍の段」における御曹司の口説きははじめの

詞の末は、次の一節によつてしめくられる。
都の冠者が、今宵しも 推参申して候なり いかによ君

以下に繰りひろげられるのは、恋する男と恋われる女との艶にしてまた緊張にみちた応酬である。

姫は、及ばぬ恋をさとて去らせようとするが、御曹司は様々な恋の例を挙げて「凡夫が凡夫を恋ひたらんは、なにかは苦しい候べき、いかにや君」と反論する。さればと姫はこの闖入者に、武士に仰せて死罪流罪ともなろうとおどし、また千部経読誦の誓いを立てた身ゆえ精進の最中なりとすかして心を逸らそうとするが、思い切った御曹司は、また幾らも恋の由来を説き、自らも万部経を読む者として「精進と精進が寄り合ひて、何か苦しかるべき」と駁す。なおも仏神の畏れを楯にとり求愛を拒む姫に、彼は「仏も恋を召さるればこそ」と仏神も恋ゆえ願われた例を連ね、法門問答のかたちで「仏法になぞらへて」の口説に言葉を尽す。さすがに姫はこの賢しき理に伏して黙してしまひ、最後に言いかげられた大和言葉の謎かけに答えざるを得ず、これを解いたところでようやく心とけ、あい馴れて、「宵は酒盛り、夜中は問答、小夜ふけ方のことなるに、たがひに見参めされけり」。

「推参」から「見参」へ、その駆け引きは、恋の論義問答というべき中世物語の趣向の集大成として綺羅の綾を織りなしているが、そこで恋の成就——一夜の契りへ至る二人の関係の転換を象るこの言葉は、まことに興ふかい。

それは遙かに宮廷の殿上淵酔における「推参」と響き合っている。宵の酒宴より始まり深更に屋形ふかく赴くところ、内裏を巡り舞姫や后妃後宮女房らの許へ歌い舞いながらおしかける若殿上人の情景が、遊君の長者の姫の局へ花やかに装いながら訪れる御曹司の姿に重なってはいないだろうか。朗詠や管絃、和歌、物語に至るまで、そこに芸能の興味が満ちていることもそのことと無縁ではない。

それはまた、祇王の物語における「遊者の推参」とは逆に、遊女にたいして「推参」をしかける態の設定である。その転位の面白さを含めて、宗教的な世界をふまえ、その道具立てを用いながら転じて恋の口説きとなしてしまふ、その転倒も、まさしく芸能の演ぜられる場としての「推参」が予期し、なしとげられるべきものであったろう。そこに、さきにもた『曾我物語』小袖乞の段との共通性がかかびあがる。何れも、「推参」によって触発される芸能が決定的な転換をうみだす。言い換えれば、芸能が発現し、それによる転換がなしとげられるために、物語が要請する「磁場」として「推参」は導き入れられたのではなからうか。

六 「推参」を生きる

「推参」とは何であったのか。それは、抗いがたい誘惑として、衝動的なはたらきかける力として、**場**を生じ、人を其処へ否定

なしに赴かせてしまったり、また捲きこんでしまおうとする、そのような運動とは言えないだろうか。それは、定まった制度でなく、ましてや成文化した法ではない。反対に、むしろそれを逸脱する如きものとして、祭儀や遊宴の場に必らず芸能を伴ってなされる行為——否、芸能そのものとして現われる営みであった。

たとえばそれは、日常世間の人々にとつて、他界より祝福を携えて訪れる異人としての芸能者に刻印された表徴であった。鎌倉時代の辞書『名語記』は次のように記す。

千秋万歳トテ、コノゴロ正月ニハ、散所ノ乞食法師ガ、仙人ノ装束ヲマナビテ、小松ヲ手ニサ、ゲテ推参シテ、様々ノ祝言ヲイヒツケテ、祿物ニアツカルモ、コノハツ子日ノイハヒナリ。

中世に千秋万歳は歳旦つねに内裏に参り芸を奉り、それより貴賤の家門に赴いた。彼らが目指した、その王を頂点とする中世社会の体制序列の、可視的な粹組として設けられていたのは、禁制や掟書等に象られる主従・親縁・年籜・性などが画す身分階級である。そのうえに成りたつ権力を在らしむる演劇的装置としての祭礼・儀式はその構造に必須の過程として饗宴ひいては芸能を要求し、その演じ手たる芸能者を導き入れるに至る。そして、それこそが「推参」のなされる場であった。

この「推参」を常の習いとし、却つてそれを故実というコードに託して儀礼体系のなかに組み込むならば、その次第を忠実に再演することによって、調和は保たれ、秩序は再生するのであろう。芸能者が恒例としてそうした役割を負わされ、先例なるにより召し催されて「参入」という逆説的現象もまた絶えず生起した。芸能者の「参」ることについて記録上に残されたのは大部分がさような場合

であり、されば我々はそれが当然と錯覚してしまふ。王に最も近くおこなわれる「推参」たる殿上淵酔のそれも、殿上人を撰び(やがては野曲の家に)演ぜしめることによって、故実のなかにその構造を制度化し固定化されたものであった。

しかし、それはなお「推参」の半面、その断片化された現象の一端を把えるにすぎないだろう。

一方で「推参」は、何処からか不意に芸能とともに芸能者が出来る、「呼ばれもしないのに」登場する時のすがたであった。嘉吉三年正月、伏見宮貞成親王の御所への柳原散所の松柏(千秋万歳芸の当時の呼称)の「推参」は、幕府より洛中での手猿楽興行を制禁されたなかで、あえて朝廷に許容を求めて参上しての上でのことであつた。⁽³⁰⁾その前年、西園寺家の許には、「二人舞推参、施為尤曲感激無極了」といひ、「傀儡推参、於三南庭施了」という。それは、従来より参入し得たものとは異なる芸能が舞台を獲た瞬間の稀有な記録ではあるまいか。さにあらずとも、芸能とは常に脆くもあやうい「参」の境界線上に戯れるものであり、「推参」は絶えず彼らの生のうちに在つたろう。

「推参」は、芸能を触発し、それによって生みだされる興——因果論でなく互いに循環する運動としての——そういう芸能の本質と深くかかわつた人間のありかたと言つてもよい。その興がもたらす転倒や転換は、世の制限や規範を逸脱し乗り超えさせてしまふ。何となれば、そのうながしは現世の秩序の遙か彼方にあるからである。世界を変化させてしまふ根源的な方に根ざしているからである。そうして、かような「推参」を生きたる人間の存在のすがたは、物語の次元においてこそ真に実現されるものではなかつたか。

[注] (1) 島津忠夫「祇王説話と平家物語」『国語と国文学』五三—四(一九七六)。

(2) 『邦訳日葡辞書』岩波書店版(一九八〇)。

(3) 今堀太逸「法然の絵巻と遊女」上・下『鷹陵史学』一一・一二(一九八六)七。

(4) 注(3)前掲論文。拙稿「聖俗のたわむれとしての芸能」『大系・仏教と日本人第七巻・芸能と鎮魂』春秋社(一九八八)所収。

(5) 『日本国語大辞典』「推参(すいさん)」の項に所引。

(6) 注(5)同前。

(7) 佐藤武義「和製漢語の成立過程と展開——」をこ「尾籠」へ——『文芸研究』六五(一九七〇)。

(8) 『岩波古語辞典』(一九七四)・『日本国語大辞典』では、上一段活用「まいる」に「入る」の付いたところから変化したもの、と把えている。

(9) 佐藤武義「往來物の語彙」『講座日本語の語彙第4巻・中世の語彙』明治書院(一九八一)には『雲州往來』等の往來物における謙讓語彙としての「参」の複合した語例を挙げており、当時の規範の一端が察せられる。

(10) 国書刊行会版『明月記』第一巻・三卷(一九一一)に拠つた。

(11) 『年中行事秘抄』

(12) 『年中行事御障子文』十一月条。

(13) 和田英松『建武年中行事註解』明治書院(一九〇三)。

* 本文中の(*)で示した部分には「註解」には「まいたん」とあり、和田博士も「売炭翁」の朗詠のこととされておられるが、恐らく前後の文脈から「まいらん」の誤写であろうと判断し、私に訂した。

(14) 『新訂増補故実叢書』第三卷(一九五二)所収本に拠る。

(15) 『続群書類従』第十輯下・公事部所収。

(16) 『史料大成・兵範記』第二巻所収。この記事は、既に林屋辰三郎『中世芸能史の研究』岩波書店(一九六〇) 第二部第三章(三五八頁)に詳しく論ぜられるところである。

(17) 『渡辺晴美「五節と源雅兼」』『今統』藤波の下第六「雁がね」より——『国文』六九(一九八九)

(18) 源豊宗「承安五節絵について」『人文論究(関西学院大学)』二二—四(一九六二)。引用は同論文付載の翻刻に拠り私に読みやすく訂した。

(19) 玉井幸助校注『辨内侍日記新注』大修館書店(一九五八)に拠る。
(20) 伴信友『中古雑唱集』所収「綾小路俊量卿記」之内(高野辰之編『日本歌謡集成』中古篇所収)。綾小路家旧蔵『朗詠注秘抄』・京都大学蔵菊亭文庫『鄂曲』(徳江元正『室町芸能史論攷』三弥井書店(一九八四)に翻刻)にも含まれる。

(21) 日本古典文学大系『今昔物語集』五に拠る。
(22) 「円融院の、むらさいの、子日の日、曾禰好忠いかに侍ける事ぞ」といへば、^{重志}「それ／＼、いと興に侍りし事也。さばかりのことに上下をえらばず和哥を賞せさせ給はんに、げにいらまほしきことにはべれど、かくるへにて優なる哥をよみいださんだに、いと無礼に侍るべきことに、座にたよつきにつきたりし、あさましく侍りしことぞかし。小野宮殿・閑院大將殿などぞかし「ひきたてよく」とをきてさせ給しは。みつねが別録給はるに、たとへしき哥よみなりかし。哥いみじくとも、おりふし・きりめをみて、つかうまつるべきなり。けしうはあらぬ哥よみなれど、からうおとりにしことぞかし。」また、『大鏡』裏書参照。

(23) 卷第十八、「越前守為盛付六衛府官人語第五」。「此ノ為盛ノ朝臣、極タル細工ノ風流有ル物ノ物云ヒニテ、人咲ハスル馴者ナル翁ニテツ有ケレバ、此モシタル也ケリ」。同「歌謡元輔賀茂祭渡」一條大路「語第六」。「此ノ无輔ハ、馴者ノ物可咲云テ、人咲ハスルヲ役ト為ル翁ニテナム有ケレバ、此モ面无ク云ツ也ケリ」。

(24) 日本古典文学大系『曾我物語』に拠る。

(25) 注前掲書ではこの部分が「十郎」となっているが、これでは筋がとまらない。太山寺本には「五郎」とあるのでそれに拠った。

(26) 拙稿注(4)前掲論文参照。

(27) 森武之助『澄瑠璃御前物語』井上書房(一九六二)。

信多純一『上瑠璃』解題、京都書院(一九七七)。

同氏「しやうり」研究篇、大学堂書店(一九八二)。

(28) 注の森氏前掲書による。「室町時代物語大成」第七卷所収テキストに拠り、日本古典集成『御伽草子集』を参考として引用した。

(29) 『名語記』巻第七「ネノヒ」条。

(30) 『看聞日記』嘉吉三年正月十四日条(林屋辰三郎注前掲書所引)。

(31) この他にも、同記には何例か芸能者やその他の「推参」が見えている。
市古貞次「幸若舞・曲舞年表」『中世小説とその周辺』所引「管見記」嘉吉二年五月廿二日条。

(32) 「管見記」嘉吉二年六月二十日条。

(付記) 「推参」の、文芸におけるありかたと不可分であり、また深層をなすと思われる、宗教世界の次元における「推参」の様相については、既に次の別稿に論じた。

「女人禁制と推参」『シリーズ女性と仏教(四) 巫と女神』平凡社(一九八九・七刊)所収。

本稿とは、いわば合せ鏡のごとき関係をなすものとして御参照いただければ幸いである。

— 大阪大学文学部助手 —